三重県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（イノシシ）

（令和８年 11 月１日から令和９年３月 31 日まで）

１　背景及び目的

本計画は、本県のイノシシについて、農業被害の軽減と個体群の安定的な維持を図るために広域的・継続的な管理を推進し、人との共存を図ることを目的として策定された「第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）」の目標達成に向けて、個体群管理の強化の方策を定めるものである。

本県のイノシシは、県内のほぼ全域にわたって生息している。県内に広範囲でイノシシが生息している中で、イノシシによる農業被害は、農作物に壊滅的な影響を及ぼし、生産者の意欲の衰退を通して、耕作放棄地の増加にもつながっている。

これらの被害を軽減させるために、防護柵の設置等による被害対策や捕獲を推進しており、令和６年度は約 9,900 頭を捕獲し、管理目標である農業被害額約７千６百万円を下回った。

一方で、令和元年６月に野生イノシシから豚熱（CSF）の陽性個体が発見され、豚熱拡大の防止に向けて、イノシシの個体間の接触を低減させるためにもイノシシの捕獲を強化していく必要がある。豚熱の陽性個体が発見されて以降、拡大防止に向けて、おおよそ県全域で経口ワクチンの散布と調査捕獲としてのイノシシの捕獲強化を進めている。今後、豚熱拡大の防止に向けて、イノシシの個体間の接触を低減させるためにも、三重県全域でイノシシの捕獲を強化していく必要がある。

そのため、今年度も引き続き指定管理鳥獣捕獲等事業により、三重県全域のイノシシの生息が確認される市町において、捕獲を実施する。

２　対象とする指定管理鳥獣の種類

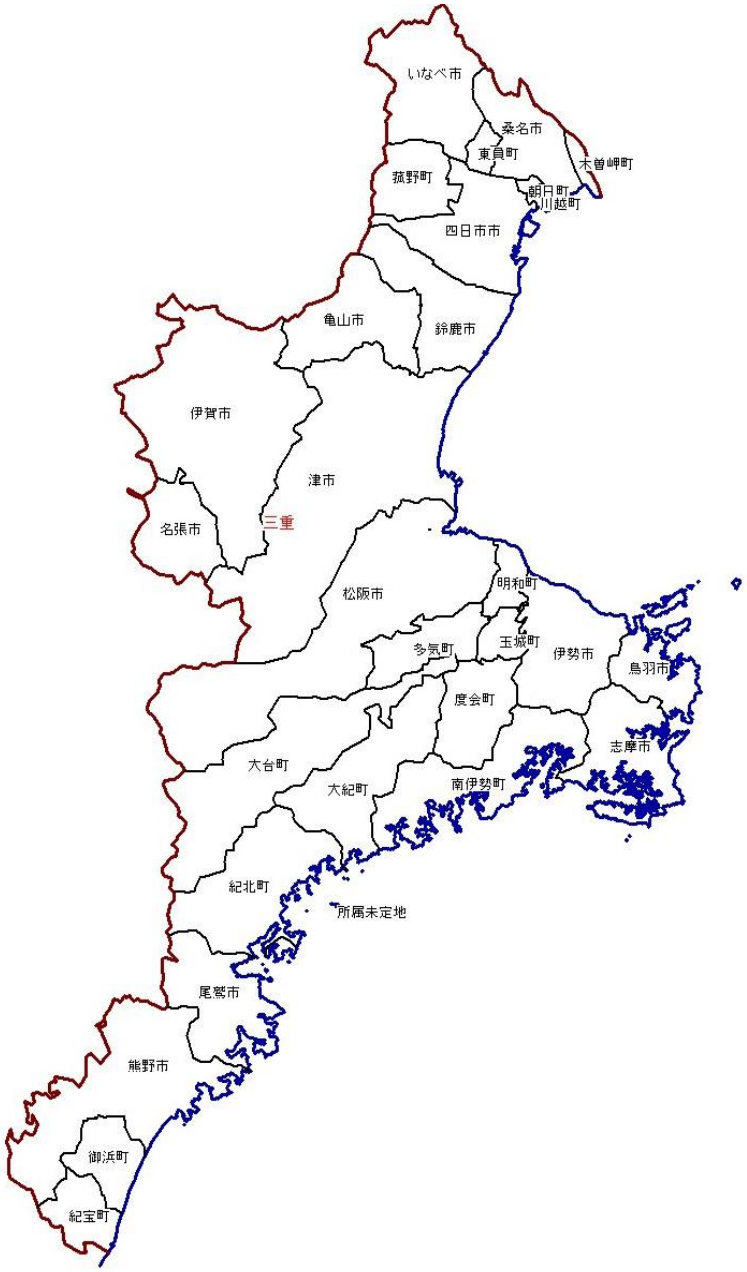
イノシシ

３　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
三重県全域 （ただし、木曽岬町、川越町、朝日町、東員町を除く）	令和８年 11 月１日～令和９年３月 31 日 （うち、捕獲作業を行う期間） 令和８年 11 月１日～令和９年２月 28 日 （120 日間程度）

４　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
三重県全域（ただし、木曽岬町、川越町、朝日町、東員町を除く）		三重県におけるイノシシの農業被害額（過去４箇年平均）は、約5,870万円であり農作物等への被害が大きい。 令和６年度の捕獲数は、約 9,900頭であった。被害軽減に加えて、豚熱の拡大を抑制するためにも、更なる捕獲の強化が必要である。	・市町が鳥獣被害防止計画に基づき有害鳥獣捕獲事業を実施 ・鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域



三重県

図１　指定管理鳥獣捕獲等事業（イノシシ）の実施区域

三重県全域（ただし、木曽岬町、川越町、朝日町、東員町を除く）

指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
三重県全域 （ただし、木曽岬町、川越町、朝日町、東員町を除く）	イノシシ捕獲数　　677 頭

６　指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

（１）捕獲等の方法

ア　使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
三重県全域 （ただし、木曽岬町､川越町､朝日町、東員町を除く）	わな猟 銃猟	わな猟により 628 頭、銃猟により 49 頭を 226 人で捕獲する。

イ　作業手順

指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するにあたっては、以下の手順で作業を進める。

なお、安全かつ効率的な捕獲を進めるために、調整が必要な内容については、受託者と調整の上、決定することとする。

ア）事前調査の実施

「捕獲等に関する法規制の状況の確認」、「当該地域に合った安全かつ効率的な捕獲方法の選択と場所・時期・時間の特定」、「安全確保や危険回避のための作業の抽出」を目的とし、事前調査を実施する。具体的には、関係者等への聞き取り調査、イノシシの出没状況や地形・人家や施設の配置・人の出入り状況等の現地調査、法規制や土地占有者等の調査を実施する。

イ）業務計画書の作成

業務実施にあたって、関係機関への説明手順、適切な業務進行管理について、受託者は業務実施方法、実施体制、法令遵守、安全管理の方策等を含めた業務計画書を作成する。業務計画書の項目は以下のとおり。

＜項目：業務の概要・業務の実施位置及び方法・安全管理計画・緊急時の連絡体制・工程計画＞

業務実施の上で、内容に変更が必要な場合は、協議の上変更するものとする。

ウ）関係機関との調整

業務計画書に従い、事業実施区域の土地所有者や周辺住民、関係機関へ事業開始前に連絡し、事業の実施概要、実施位置、方法、必要な許可の手続き、緊急時の連絡体制等に関して情報を共有するものとする。

エ）捕獲等の実施

捕獲の実施にあたっては、業務計画書に従い安全管理に努めるものとする。作業開始時と作業終了時にはミーティングを行い、作業内容・連絡・報告方法等の確認、成果報告・作業記録・注意事項の確認等を行う。また、わな猟による捕獲作業は、原則として、２人以上で行い、銃猟による捕獲作業は３人以上で行う。

また、わな設置地点や設置数、設置期間、銃猟実施区域や実施期間、捕獲日、捕獲地点、捕獲数、性別等のデータを収集し、取りまとめる。

捕獲個体については、法令に従い適切に、「搬出、確認・報告、埋却処分」を行う。

なお、錯誤捕獲が発生した場合は、三重県被害防止の捕獲許可事務取扱要領及び三重県ツキノワグマ出没等対応マニュアルに従うものとする。

オ）評価方法

指定管理鳥獣捕獲等事業の目標である捕獲数が達成されているか否かで行う。

また、捕獲数、捕獲位置情報、捕獲等の方法、費用等の結果を踏まえ、第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）の目標に対する寄与の程度や本事業の効果及び妥当性を検証し、次期実施計画の策定に反映させることとする。

（２）捕獲等をした個体の放置に関する事項

実施しない。

（３）夜間銃猟に関する事項

実施しない。

７　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

【事業主体】三重県
【実施形態】委託
【委託範囲】イノシシの捕獲
【想定される委託先】認定鳥獣捕獲等事業者等
【事業の実施体制】
県及び事業受託者は、関係者との連絡体制を整え、安全かつ効率的な業務遂行に努める。

８　住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

（１）住民の安全の確保のために必要な事項

捕獲事業管理責任者は、安全管理を徹底するよう責務を全うする。現場監督者及び捕獲従事者は意思疎通を密に行い、作業日当日の現場の状況について十分に把握する。また、土地所有者や地域住民、関係機関へ作業日時やその範囲の周知など、情報共有を徹底する。

（２）指定区域の静穏の保持に必要な事項

事業実施に伴い、関係者への事前周知を徹底するとともに、ハイカー等が多い地域で捕獲を実施する場合は、注意喚起の看板をわな設置地点の周囲へわかりやすく提示するなどし、安全確保に努める。

９　その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

（１）事業において遵守しなければならない事項

鳥獣保護管理法に加え、管理業務の遂行にあたって関連する自然公園法、自然環境保全法、森林法等の法令を遵守する。これらの法令に従い、事前の届出が必要な許可申請についても、その内容を熟知し手続きを行う。

（２）事業において配慮すべき事項

事業実施区域において、被害防止の捕獲等、別途、捕獲事業が実施されている場合、情報共有を図り、各事業の目的を達成するため、関係機関との協働の取り組みを進める。

（３）地域社会への配慮

イノシシの適切な管理による地域社会の発展のためにも、必要に応じて、本事業の目的や必要性に関する理解の促進を図る。地元住民から説明を求められた際は、迅速に対応し情報の周知や普及啓発に努める。